

令和7年度 市民参加の例外事項一覧

条例、計画、事業等の名称	分類	内容	政策決定 予定時期	例外事由	例外事由 詳細	市民参加の検討状況	担当局部課 電話番号
札幌市建築基準法施行細則	条例・改正	建築基準法等について、必要な事項を定める規則	R7年6月	④ 市の機関内部の事務処理に関するもの	告示の改正に伴い、規則に新たな規定を追加するもの	新たに規定する規則が義務の賦課を定めるものではないため、市民参加を実施する余地はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859
札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例・改正	建築基準法に基づき、地区計画の区域内における建築物の建築等に関する制限を定める条例	未定	② 法令の規定により定められている基準に基づき行うことが必要であり、政策的判断を行う余地がないもの	地区整備計画の改正に伴い、同内容を左欄条例に位置づけるもの	地区計画の変更の際に、制限内容に関する原案縦覧や意見募集を行っており、その内容を条例化するものであることから、市民参加の必要はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859
札幌市証明等手数料条例	条例・改正	地方自治法に基づき、本市への申請等に係る手数料を定める条例	未定	③ 軽易なもの	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の名称変更や手続きの対象条文の改正に伴い、条例中にある法律の名称や対象条文の変更をするもの	単なる文言整理のため、市民参加を実施する余地はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859
札幌市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則	条例・改正	マンションの建替え等の円滑化に関する法律について、必要な事項を定める規則	未定	③ 軽易なもの	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の名称変更や手続きの対象条文の改正に伴い、規則中にある法律の名称や対象条文の変更をするもの	単なる文言整理のため、市民参加を実施する余地はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859